## 令和8年度 もりぐち児童クラブのご案内

#### ~放課後等の子どもの居場所~

「登録児童室」



(※) 子どもの預かりの場ではありません。



対象児童

小学校1~6年生の児童 (保護者が同伴する3歳以上の幼児も可)

## 費用

# 無料



月曜日〜金曜日 放課後〜午後5時まで 土曜日 午前9時〜午後5時まで

※日曜日・祝日および年末年始(12月29日~1月3日)は開設しません。





#### 1. 児童クラブ「登録児童室」について

利用対象者は、<u>1~6年生の児童</u>(ただし、1人で身の回りのことができない児童やパートナーの指示が守れない児童は、保護者の同伴が必要)および保護者が同伴する3歳以上の幼児です。

各家庭の責任で利用することを基本とし、地域の皆さんの協力のもと、**子どもの預かりの場では**なく、自主的な遊びの場を提供します。

#### 2. 利用時間について

開設日	開設時間
月曜日~金曜日	放課後~午後5時
土曜日	午前9時~午後5時
学校の休業日(長期休業日等)	午前9時~午後5時

- ◇日曜日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は開設しません。
- ◇給食のない日(土曜日や長期休業日)は、お弁当の持参が可能です。事前の申出をお願いしています。
- ※各学校で定められている下校指導時間(午後4時半~5時頃)に合わせ、各自で下校していただきます。
- ※台風、地震等の災害、その他運営に支障があるときは、急遽閉室する場合があります。

事前に「マチコミ」の登録をお願いしています。

#### 3. 費用について

利用者負担金	備   考
無料	※ 工作の材料代等の実費が必要となる場合が あります。

#### 4. ケガや事故等の対応について

擦り傷程度の軽傷は、パートナーが応急手当を行います。また、負傷の程度により、状況に応じて保護者への連絡等を行うとともに、緊急を要する場合には救急車の要請、病院への搬送を行います。

#### 5. 緊急時の対応について

開室時間中に、台風、地震等や重大な不審者情報の連絡が入った場合には、その状況に応じて保護者への連絡等を行うとともに、児童の安全確保に努めます。

#### 6. 利用申請について

#### 必要書 手 続 等 類 もりぐち児童クラブ事業 『登録児童室』 申請書を各学校の児童クラブ(登録児童室)に提 利用申請書…1通 出してください。 必要書類及び、記入例は、各学校の児童クラブ(登 申請書の受付は、各学校の児童クラブ室で行ってお 録児童室)及び市担当課(子育て支援政策課)にあり り、市役所では受け付けておりませんのでご注意くだ ます。市ホームページよりダウンロードしていた さい。 だけます。申請の際にご活用ください。

- ※令和8年度登録児童室の利用申請受付は、<u>令和8年3月中旬から各学校の児童クラブ室で行います。</u> (日・祝日を除く)
- ※保護者の就労等の条件はありません。
- ※面談等はありません。<u>利用されたい前日までに</u>直接、登録児童室に申請書をお持ちいただければその翌日から利用できます。

#### 7. 一日の流れ及び下校について (学校の放課後の場合)

放課後、校舎内にある児童クラブ室へ登録カードを提出して入室 (一度帰宅してから入室することもできます)

各児童クラブで自主的に遊ぶ(室内や戸外等)

各学校で定められている下校指導時間(午後4時半~5時頃) に合わせ、各自で下校 (下校指導時間以前に、各自で下校することもできます)











### 8. 入会児童室との違いについて

	登 録 児 童 室	入 会 児 童 室
概要	地域の皆さんの協力のもと、自主的な遊びの場の提供(放課後子ども教室)	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が続く保護者の児童に対し、安全確保と 育成機能を持たせた生活の場の提供(放課後児 童健全育成事業)
利用条件	なし	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が月 15 日以上かつ、3か月以上続く保護者の児童
主な対象児童	小学校1~6年生の児童	小学校1~3年生の児童
開設時間	【月曜〜金曜日】放課後〜午後5時 【土曜日・学校の休業日】 午前9時〜午後5時 ※各学校の下校指導時間(午後4時半〜 5時頃)に各自下校	【月曜〜金曜日】放課後〜午後5時(延長開設は午後7時まで) 【土曜日】午前8時〜午後7時 【長期休業日等】午前8時〜午後5時(延長開設は午後7時まで)
利用者 負担金	無料	児童1人当たり <b>月額4,900円~6,900円</b> ※ 延長開設、土曜日開設あり
利用手続	各学校の登録児童室に利用申請書を提出 (申請書を提出した翌日から利用可能)	子育て支援政策課受付窓口に利用申請書及び必 要書類を提出
運営 スタッフ	地域のボランティア等	放課後児童支援員等
おやつの 提供	なし	あり ※実費負担(各児童クラブによる)

※詳しくはホームページをご覧ください。

「放課後児童クラブ」について



「登録児童室」について



〈市ホームページ二次元コード〉

問い合わせ

守口市 こども部 子育て支援政策課

TEL: 06-6992-1228









